

松本市監査委員 様

松本市長 臥雲 義尚

包括外部監査の結果等に基づく措置について（通知）

令和6年1月29日付けの包括外部監査の結果通知について、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

対象所属	監査の結果	状況	内容
総務課 (p.35)	<p>第2 選定した特定の事件の概要 Ⅲ 水道事業の運営管理 2 人材管理 (※以下、「第2-Ⅲ-2」のように省略)</p> <p>① 技術空洞化、技術承継への対応（意見）</p> <p>技術職員の高年齢化、補充の厳しい状況の下、業務に支障を出すことの無いよう、外部技術者に業務を依頼して事業が実施されている。現在の技術職員の採用実績、現員状況では、水道技術の空洞化は避けられない状況にある。将来に亘って、安全安心な水を市民に供給するための水道事業を適切に運営していくためには、技術が若手職員に継承され、その空洞化が生じないように必要人員を適切に配置する必要がある。</p> <p>技術職員の採用、事業者連携のあり方、事業の広域連携を含め具体的な人事戦略を長期的な視点で検討し、早急に策定・実施することが望まれる。</p>	対応中	<p>今後の広域連携等の状況を確認しながら、事業者連携については松本市水道事業協同組合と9月の組合からの申し入れの場で検討、職員採用については、職員課長・総務部長人事面談で適正な人員配置について要望します。</p>
総務課 (p.35)	<p>第2-Ⅲ-2 ② 教育研修制度の構築（意見）</p> <p>市上下水道局には、局全体の研修担当は配置されていないため、職員の技術研修、技術レベルの維持、向上についての体系的な教育</p>	対応済	<p>長野市とも連携し、松本市では中南信地区の水道事業体を対象とした水道資材研修（各メーカー参加、設計等も研修内容に含む。）を5月15日、16日に開催しました。</p> <p>上水道課の職場研修では、人事異動による転入職員、新規採用職員、</p>

	<p>研修計画等はなく、必要に応じ外部機関研修も職員に受講させることとされているが、上水道課内でのOJTが主となっている。</p> <p>ベテラン職員の若返りを図る状況において技術レベルの維持、向上が課題となっている。将来にわたって安定した給水事業を継続するためにも体系的な研修体制の構築が望まれる。</p>		<p>課内担当替え職員を対象とした研修や、技術力向上のための実習訓練を実施しました。</p> <p>今後も継続して実施していくものです。</p>
営業課 (p.54)	<p>第2-III-3 ① 決算・開示の体制充実(意見)</p> <p>決算開示業務は少人数の担当で実施されている。また、3~5年で人事異動が行われている。地方公営企業の決算・開示業務は専門的で複雑となり、知識習得までに相当程度の期間を要する。また、少人数で決算・開示業務を実施しており、担当者の病気など予期せぬ事態に対応するのが難しいことが想定される。</p> <p>決算・開示を適切に行う体制を充実するとともに、専門知識の蓄積・伝達が行われるようなマニュアル等を整備するなどの仕組み作りが望まれる。</p>	対応中	<p>施行規則及び会計規程等を補完する、会計基準及び業務マニュアルの検討・整備を進めます。</p>
営業課 (p.54)	<p>第2-III-3 ② 決算・開示マニュアル・手順書・チェックリスト等の整備(意見)</p> <p>決算及び開示に関連するマニュアルや手順書が整備されていない。内部統制についても、担当者以外のダブルチェックやチェックリストなど、内部統制の基準やガイドラインが明文化されておらず、決算処理が適正に行われていることを検証するための牽制機能はない。</p> <p>地方公営企業の決算・開示業務は専門的かつ複雑であり、人事異動や担当者の交代が頻繁に行われる環境では、業務の水準を一定レベル以上に保つことが必要である。</p> <p>このため、業務の内容や手順を明確に記したマニュアルや手順書等の整備は、業務の効率化とエラ</p>	対応中	<p>施行規則及び会計規程等を補完する、会計基準及び業務マニュアルの検討・整備を進めます。</p>

	<p>一の低減に寄与すると考える。さらに、チェックリストの作成は、漏れや誤りを防ぎ、業務の品質保証にも役立つと考える。また、新たな業務担当者が迅速に業務を習得するための基盤となり、既存のスタッフも定期的に知識を更新するために利用できる。</p> <p>決算・開示業務において、業務内容や確認内容の文書化やマニュアルやチェックリスト等の整備と活用が望まれる。</p>		
営業課 (p.54)	<p>第2-Ⅲ-3 ③ 決算確定前の決算情報の比較分析（意見）</p> <p>決算確定前に、決算情報の前期比較や決算数値の分析が行われていない。</p> <p>決算や開示の正確性、適切性を担保するために、決算確定前に決算情報の前期比較や関連指標との比較などを実施し、決算確定前に適切な決算・開示が行われていることを確認することが望まれる。</p>	対応中	過去3年間の比較損益計算書、比較貸借対照表及び経営財務分析表を作成していますが、内容の精査を十分に行い必要に応じて関係課によるダブルチェック等の体制構築を研究します。
総務課 (p.55)	<p>第2-Ⅲ-3 ④ 損益分岐点分析・変動費固定費分析（意見）</p> <p>損益分岐点分析・変動費・固定費分析は実施されていない。</p> <p>損益分岐点の分析や変動費と固定費の分析が実施されていないと、今後の事業計画の適切な策定や、水道料金設定の妥当性の検討、今後の水道料金の改定を適切に実施できないおそれがある。</p> <p>損益分岐点や変動費・固定費分析を行い、適切な事業計画や料金設定に資することが望まれる。</p>	対応中	<p>適正な水道料金の設定にあたっては、総括原価方式により、変動費や固定費等に原価を分解し、算定する必要があります。</p> <p>今後の事業計画の策定や適正な料金水準を検討するため、利用者・民間経営者等により構成される上下水道事業経営審議会において、総括原価方式による水道料金の試算を用いながら、分析・検討を進めています。</p>
総務課 営業課 (p.55)	<p>第2-Ⅲ-3 ⑤ 減損会計の適用（指摘）</p> <p>平成26年度の地方公営企業会計制度の見直しにより固定資産の減損会計が導入されているが、減損の検討が行われていない。</p> <p>固定資産の減損会計の適用に当たっては、次のフロー（報告書 p.55 のフロー参照）に従った手続が求められており、検討過程及び検討結果について</p>	対応中	<p>減損計上に伴う手順等を確認し、今後整備する会計基準へ記載するとともに、上水道課とも連携して情報を集約する体制構築を研究します。</p> <p>予算編成時も同じ対応を要するため、担当課（総務課）とも共有します。</p>

	ては会計基準に沿った丁寧な文書化を行う必要がある。		
営業課 (p.56)	<p>第2-Ⅲ-3 ⑥ 固定資産残高の帳簿間整合性の確認(指摘)</p> <p>固定資産について、貸借対照表計上値と固定資産台帳との整合性が決算時に確認されていない。 決算時には決算書で開示される固定資産の残高と固定資産台帳登録情報の整合性を確認すべきである。</p>	対応中	委託業者から成果品だけでなく、業務報告書を提出させ、決算調整担当職員が容易にチェック可能な体制構築を研究します。
総務課 営業課 (p.56)	<p>第2-Ⅲ-3 ⑦ リース会計基準の適用(指摘)</p> <p>リース取引(賃貸借取引)が所有権移転ファイナンス・リースに該当する場合、資産・負債として貸借対照表に計上することとされているが、市上下水道局においては次の状況が確認され、すべてのリース取引が貸借取引として費用処理されており、資産及び負債計上がされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区別の検討が行われていない。 ・ファイナンス・リースについて、所有権移転か所有権移転外の判断基準が明確でなく、その検討が行われていない。 ・所有権移転ファイナンス・リースについて、資産・負債計上が行われていない。 ・所有権移転外ファイナンス・リースについて、未経過リース料の注記が行われていない。 ・オペレーティング・リースについて、解約不能かどうかの検討が行われていない。 ・解約不能なオペレーティング・リースについて、注記が行われていない。 ・上記に関連するマニュアルや手順書が整備されていない。 <p>(中略)</p> <p>市が業務システムとして使用するシステムについて、賃貸借契約により利用されているものがある。賃貸借期間満了前に解約した</p>	対応中	<p>全体の賃貸借契約状況を確認した上で、現状のファイナンス・リース取引の判定を行なったのち、今後整備する会計基準の中で判定方法のほか注記の要件を整理することを検討します。</p> <p>予算編成時も同じ対応を要するため、担当課(総務課)とも共有します。</p>

	<p>場合、賃貸借期間未経過分の全額を支払う契約となっている。当該システムは、市の水道事業のみに利用できるシステムであり、第三者への売却や再リースは困難と想定される。</p> <p>市で利用する次の業務システムの賃貸借契約については、実質的に所有権が移転するファイナンス・リースに該当すると想定される。実質的に所有権が移転する場合、貸借対照表に資産・負債として計上が必要となる。また現状、未経過リース料の注記、キャッシュ・フローの非資金取引に関する注記が行われていない。</p> <p>リース取引(賃貸借契約)について、貸借対照表の計上有無により、財務指標や投資回収計画等にも影響があるため、会計基準を適切に適用する必要がある。</p>		
<p>営業課 (p.57)</p>	<p>第2-Ⅲ-3 ⑧ 資本的支出・修繕費(意見)</p> <p>修繕や改良等を行った場合、資本的支出として固定資産計上するか、修繕費として費用計上するかについて、判断基準となる基準やマニュアルが整備されていない。</p> <p>次の事例(報告書 p.57、58 の事例一覧参照)では、契約書のみでは資本的支出か費用処理か判断できない。資産計上か費用処理かを判断するマニュアルや基準もなく、担当者により異なる判断となるおそれもある。</p> <p>業態的に資本的支出・修繕費として多額な支出が生じる傾向があり、資産計上されるか費用計上されるかで、決算や今後の計画に与える影響も大きい。資産として計上するか費用として処理するかの判断基準が明確でないと、担当者により会計処理が相違するおそれもある。</p> <p>資本的支出・修繕費とするかの判断基準を明確に文書化し、適切な決算・開示処理が行われることが望まれる。</p>	<p>対応済</p>	<p>予算書にて資本的支出と収益的支出が区分されており、起案の段階で判別できるようになっています。</p> <p>令和5年度決算書から、重要契約の要旨に支出区分を併記しました。</p>
<p>総務課 営業課</p>	<p>第2-Ⅲ-3 ⑨ 引当金の計上(指摘)</p>	<p>対応中</p>	<p>他市の状況を参考に、計上要件を精査したのち今後整備する会計基</p>

<p>(p.58)</p>	<p>引当金の計上について、毎期決算で引当金が網羅的に計上されているか否かの検討が行われていない。</p> <p>修繕引当金については、平成30年度まで計上されていたが、市監査委員の指摘により平成30年度に金額根拠不明として、過年度修正益として処理している。その後、引当計上は行われていない。毎決算期で計上が必要かどうかの検討が行われておらず、検討結果は文書化されていない。松本市上下水道局会計規程第124条では退職給付引当金について規定があるが、その他の引当金についての記載はない。</p> <p>平成26年の制度改正前の地方公営企業会計では、退職給与引当金と修繕引当金の設定が認められていた。制度改正後の現行制度では、企業会計と同様に引当金の計上要件を満たす場合には、引当金の計上が必要となる。</p> <p>次のような対応などにより、引当金が適切に計上される体制とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引当金計上に関する規程やマニュアルを整備する。 ・各決算時に引当金の計上が必要か否かを検討し、検討結果を文書化する。 ・翌期以降に過去の引当金と実績を比較し、引当金計上額が合理的であったかを検証する。 		<p>準に記載することを検討します。</p> <p>予算編成時と同じ対応を要するため、担当課（総務課）とも共有します。</p>
<p>営業課 (p.58)</p>	<p>第2-Ⅲ-3 ⑩ 水道料金の収入計上時期（指摘）</p> <p>水道料金の収益認識時期について、事務処理の都合上、3月20日以降に発生した水道料金は、翌年度の収益として計上されている。これに関連する規定は定められておらず、過去からの慣行によるものである。</p> <p>地方公営企業会計においては発生主義により会計処理するとされており、役務提供完了日に収益計上すべきである。重要性の基準に</p>	<p>対応中</p>	<p>3月20日以降の検針から請求額確定までの実情を精査し、発生主義の原則によりがたい場合は、会計基準を整備し簡便処理ができるよう整理することを検討します。</p>

	より簡便な処理が許容される場合も想定される。この場合にも文書化された規程等に基づき実施すべきであり、毎決算時において重要な影響がないことを確認し、文書化することが必要である。		
営業課 (p.59)	<p>第2-III-3 ⑪ 工事費用の計上時期・検収時期（指摘）</p> <p>工事費用が支払時に費用処理されている。工事完了や役務提供の完了が確認されていない。</p> <p>工事費用の計上は、工事の完了・役務提供の完了時に計上すべきである。工事代金の支払時期と工事完了・役務提供完了時期は必ずしも一致しない。</p> <p>工事費用は支払時に計上するのではなく、工事完了・役務提供の完了の資料を入手した上で、会計処理することが必要である。</p>	措置済	令和6年度から工事検査日をもって費用計上するよう改めました。
総務課 営業課 (p.59)	<p>第2-III-3 ⑫ 企業債利息の計上時期（指摘）</p> <p>企業債の利息の費用計上時期について、現金主義により行われている。</p> <p>企業債等の支払利息について、毎年度の支払利息の額がほぼ平均して大差ない場合には、損益計算に大きな影響を与えるものではなく、その経過期間によってその年度に属する額を割り振ることをせず、実際に利息の支払を行った額をその年度の費用として経理することも差し支えないとの判断によるものであるが、当該判断基準は文書化されていない。</p> <p>企業債の利息の計上は、原則として、発生主義により、利息の支払時でなく、期間経過に基づき計上すべきである。重要性の基準により簡便な処理が許容される場合も想定される。この場合にも文書化された規程等に基づき処理すべきであり、毎決算時において重要な影響がないことを確認し、文書化することが必要である。</p>	対応中	公営企業の経理の手引きに「毎年度大きな変動がない場合は、実際の支払い額を年度の費用としても差し支えない」とあることから、重要性の原則により対応可能かどうか確認のうえ、適切な費用計上を研究します。
総務課 営業課	<p>第2-III-3 ⑬ 資本金額・資本調達方法（意</p>	対応中	積立を取崩したことに起因する利益剰余金は、内部留保資金として

<p>(p. 59)</p>	<p>見)</p> <p>利益からの資本金の組入が資本制度改正前の組入基準により継続的に行われている。資本金の組入額や組入時期について、基準や規程は整備されていない。適正な資本金額についての検討や、資本組入による将来の財政状態・経営成績・料金設定などへの影響は考慮されていない。</p> <p>資本金額は、企業の事業規模、財務健全性、事業資金の調達財源などを示す重要な指標である。また、企業の資金調達方法として、資本組入のほか、企業債での調達や、他会計から補助金・繰入金など複数の選択がある。資本金の減資も可能となっている。</p> <p>資本金額の水準や、資金の調達方法により、財政状態・経営成績・税額等に影響が生じ、将来の料金設定への影響も生じるおそれがある。</p> <p>資本金の組入や減資の時期や金額の判断基準、資本金額の適正残高の検討、複数の選択肢がある資金調達の判断基準などの規程や基準を整備した上で、将来の事業計画等との整合性を図ることが望まれる。</p>	<p>使用できず、使用できるものと使用できないものが混在することを防ぐため資本金への組み入れとしています。</p> <p>他市の事例等を参考に研究します。</p>
<p>総務課 上水道課 (p. 60)</p>	<p>第2-Ⅲ-3 ⑭ 原状回復義務の検討(意見)</p> <p>事業に必要な資産の一部を賃貸借契約により利用しており、賃貸借契約の終了時に原状回復義務の条項が設定されている。賃貸借契約締結時においても、毎決算時期においても、将来の原状回復費用や発生時期が検討されていない。</p> <p>賃貸借契約の解除により将来に予想外の費用が生じるおそれがある。財政状態・経営成績への影響や今後の事業計画にも影響するおそれがある。</p> <p>原状回復義務の条項がある契約などについては、将来の原状回復費用や発生時期を見積りし、決算や将来の事業計画や予算に反映することが望ましい。また、賃貸借</p>	<p>対応中</p> <p>原状回復費用については、今後の10年間を見通す中期財政計画を毎年策定し、事業計画や予算に反映していますが、契約締結時の費用負担や長期の契約の費用計上等については研究を進めます。</p>

	契約締結時に、将来の原状回復費用の負担有無、負担見込額について検討することも望まれる。		
総務課 営業課 (p.60)	<p>第2-III-3 ⑮ キャッシュ・フロー計算書の注記(指摘)</p> <p>キャッシュ・フロー計算書に注記が記載されていない。 重要な非資金取引(資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。)については、注記が必要となる(規則第38条)。 ファイナンス・リース取引による資産の取得や、現物寄附による固定資産の取得などの非資金取引については、注記事項として記載すべき重要な非資金取引に該当するか否かを検討し、その過程を文書等として整理すべきである。</p>	対応中	<p>令和5年度決算書から、現状で記載可能なものを一部記載しました。今後整備する会計基準にて、注記事項、記載の手順及び記録方法を整理することを検討します。 予算編成時も同じ対応を要するため、担当課(総務課)とも共有します。</p>
総務課 営業課 (p.60)	<p>第2-III-3 ⑯ セグメント情報の注記(指摘)</p> <p>セグメント情報の注記について、検討が行われておらず、結果として決算書に注記がない。また、規程において、報告セグメントが定められていない。 規則40条において、下記の注記が必要とされている。 ・報告セグメントの概要:各報告セグメントの基本的な情報 ・報告セグメントごとの項目の金額:報告セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額 注記に必要な情報を収集し適切な注記が行われるよう体制整備を行うべきである。 重要性がなく注記が不要な場合であっても、重要性がないことを確認し、記録として文書化しておくことが必要と考える。また、報告セグメントの区分は、企業管理規程で定めるとされている。規程により報告セグメントを明確にしておく必要がある。</p>	対応中	<p>今後整備する会計基準にて、注記事項、記載の手順及び記録方法を整理することを検討します。 予算編成時も同じ対応を要するため、担当課(総務課)とも共有します。</p>
営業課	第2-III-3	対応中	今後整備する会計基準にて、注記

(p. 61)	<p>⑰ 後発事象の注記（指摘）</p> <p>後発事象の注記について、検討した記録がない。結果として決算書に注記がされていないおそれがある。後発事象について検討した記録が保管されておらず、後発事象の注記が必要であったか検討できない状況である。後発事象の注記に関する規程やマニュアルは整備されていない。</p> <p>後発事象の注記に関する規程やマニュアルを整備し、毎期決算において後発事象の有無を確認し、検討した結果を文書化すべきである。</p>		<p>事項、記載の手順及び記録方法を整理することを検討します。</p>
<p>営業課 (p. 61)</p>	<p>第2-Ⅲ-3 ⑱ 税務届出情報の管理（指摘）</p> <p>税務当局に提出した税務届出書類が、10年経過後に破棄されていることから過去にどのような届出が行われたか不明となっている。</p> <p>税務処理は、税務当局の届出により適用が相違する場合が多い。また、過去の届出内容が不明のため、決算・税務処理が不適切となるおそれがある。さらに、今後の税務届出が適切に行われないおそれもある。</p> <p>税務届出内容を適切に把握し、書類廃棄後も届出内容を把握できるよう体制整備すべきである。</p>	<p>対応中</p>	<p>現時点で判明する税務署への届出日・内容等を確認し、Excel・PDF等で保存するなどの対応を研究します。</p>
<p>営業課 (p. 62)</p>	<p>第2-Ⅲ-3 ⑲ 消費税の特定収入がある場合の仕入控除税額の調整（意見）</p> <p>消費税の特定収入がある場合の仕入控除税額の調整計算において、補助金等の使途の有無により税額に影響が生じることがある。補助金等の使途は決算書作成時に決定されているものが多くあるが、決定基準や決定過程が明確となっていない。使途の特定方法によっては、税軽減となる可能性がある。</p> <p>また、書類の保存期間について、補助金等の使途の特定を詳細に行うためには過去の情報が必要となるが、書類が保存期間10年で破棄</p>	<p>対応中</p>	<p>消費税法基本通達に基づき使途を特定していますが、要綱等のない特定収入が大半を占め、期中において特定できないため結果として決算書で特定するものが多くなります。計算方法によって税軽減となる可能性があるものは今後研究し、必要に応じて会計基準への記載を検討します。</p> <p>使途を特定した根拠となる書類は、国の基準に定める保存年数を満たしていますが、今後起債償還に充てる特定収入等が発生した場合には見直しを行うものとして、併せて研究します。</p>

	<p>されており、消費税計算に必要な過去の情報が入手できず、適切な税計算ができないおそれがある。</p> <p>消費税の納付税額は、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から、課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）を控除して計算される。しかし、地方公営企業では、一般の事業者とは異なり、補助金、会費、寄附金等の対価性のない収入（特定収入）により賄われる課税仕入れ等の消費税額を仕入控除税額から控除する調整が必要である。</p> <p>特定収入がある場合の仕入控除税額の調整について、地方公営企業等が一般課税により仕入控除税額を計算する場合で、特定収入割合が5パーセントを超えるときは、通常の方法によって算出した仕入控除税額から特定収入に係る課税仕入れ等の消費税額を控除した残額を、その課税期間の仕入控除税額とする調整が必要である。</p> <p>市では補助金等の特定収入が多額に計上されている。補助金等の内容や用途により計算方法が相違するなど、複雑な計算が必要となっている。制度を正しく理解し、適正な税金計算を行うことが望まれる。補助金等の用途の特定については、消費税額に与える影響も加味した上で、決定過程を明確にすることが望まれる。</p> <p>また、書類の保存期間の設定について、適切な税計算が可能で、事後の検証や税務調査等で必要となる期間を設定し、適切に書類保管することが望まれる。</p>		
<p>営業課 (p.63)</p>	<p>第2-Ⅲ-3 ⑳ (長期)前受金・収益化累計額の残高検証(意見)</p> <p>(長期)前受金・収益化累計額の残高について、残高算定と確認は固定資産管理業務受託業者が行っており、市では当該数字に基づき決算に反映している。市の決算手続において、外部業者が算定した情報の妥当性や計算過程についての検証は行われていない。</p>	<p>対応中</p>	<p>委託業者から成果品だけでなく、業務報告書を提出させ、決算調整担当職員が容易にチェック可能な体制構築を研究します。</p>

	<p>外部業者に正確な情報が伝達されないなど、外部業者の算定する数値や残高が必ずしも適切となっていないおそれがある。</p> <p>外部業者の数字をそのまま利用するのではなく、業者の計算集計方法の妥当性や、残高の妥当性を確認することが望まれる。</p>		
<p>営業課 (p.63)</p>	<p>第2-Ⅲ-3 ② 固定資産の減価償却の会計処理（意見）</p> <p>松本市上下水道局会計規程において、次の固定資産の減価償却の定めがある。</p> <p>（松本市上下水道局会計規程第120条、第122条、第123条参照）</p> <p>第120条により、期中に取得した減価償却資産は、翌事業年度より減価償却が償却実施されており、取得年度での月割償却は行われていない。また、消耗が著しい資産の具体的な要件や基準の定めはなく、実際に適用されている事例は確認できなかった。</p> <p>期中に除却・売却した減価償却資産については、法令や市の規程で具体的な定めはなく、除却した事業年度1年分の減価償却費が計上されている。</p> <p>第123条による帳簿価額1円に達するまで減価償却する場合について、具体的な要件や基準の定めはなく、実際に適用されている事例は確認できなかった。</p> <p>期中に取得した減価償却資産の減価償却については、取得した時点から月割償却を実施し、期中に除却・売却した減価償却資産の償却については、除却・売却時までの減価償却を月割計上し、残額を除売却損益とするのが、適切な経営成績の開示となり望ましい。</p> <p>また、残存価格5%まで償却済の減価償却資産については、固定資産の現物確認が行われていない現状を鑑みると所在不明な固定資産が残高として残存している可能性がある。松本市上下水道局会計規程第123条の規定に基づき、1円に達するまで償却することがよ</p>	<p>対応中</p>	<p>現状の体制では事務が煩雑となり対応できないこともあり、資産計上・除却及び減価償却は年度末で一括行っています。</p> <p>他市の状況等を踏まえて検討します。</p>

	り望ましい。		
営業課 (p.64)	<p>第2-III-3 ⑳ 固定資産の取得のための前払金（指摘）</p> <p>令和4年度決算において、固定資産取得のために前払として支出した70,979千円が流動資産の前払金として計上されているが、固定資産取得のための支出は流動資産ではなく固定資産（建設仮勘定）に計上すべきものである。また、この関連でキャッシュ・フロー計算書においても、投資活動によるキャッシュ・フローの固定資産取得支出が過小に計上される結果となっている。</p> <p>松本市上下水道局会計規程の別表第2-1水道事業勘定科目表において、建設仮勘定は「有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）」と規定されている。</p> <p>当該前払金は上記の建設仮勘定に該当し、固定資産の取得のために支出した金額は、工事の出来高の有無に関わらず、固定資産の適切な科目で処理すべきである。</p>	措置済	<p>本件は、契約締結後に公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費を前金払したのち、地方公営企業法第26条の規定に基づき工事のための予算が翌年度へ繰越されたものです。</p> <p>部分払い等の予算執行を伴う支出がない単年度工事であり、建設仮勘定に該当しないこと及び当該前金払が着手的性格のため、流動資産の前払金に計上しました。</p> <p>また、総務省ホームページのQ&A及び公営企業の経理の手引きに、同様の事例と、前払金での計上で差し支えないことが記載されています。したがって本件は建設仮勘定に計上せず、今後も同様の処理を行います。</p>
総務課 行政管理課 (p.64)	<p>第2-III-3 ㉑ 給与システム負担金の費用計上時期（指摘）</p> <p>給与計算は、市のシステムを利用して行われており、市に対してシステム利用負担金を支出しているが、令和4年度分の負担金は、2年前の令和2年度の人員数に基づき計算されている。2年前の人員数を基準とする根拠や負担金の算定方法や支払時期についての規程や基準は、整備されていない。</p> <p>システム利用負担金は、直近の人員数で算定すべきである。また負担金の算定方法等の取決めを文書化することが望まれる。</p>	対応中	<p>負担金の予算要求額（翌年度）は、直近の決算額（前年度）で算定していることから、実際の支出年度とその算定根拠には2年間の時差が生じているものの、会計処理上やむを得ないものとして、市と上下水道局の申し合わせにより、現状の運用を行っているものです。</p> <p>財政課と調整の上基準を整理するなど、適切な算定方法について検討します。</p>
上水道課 営業課 (p.64)	<p>第2-III-3 ㉒ 管路システムの資産未計上（指摘）</p> <p>管路システムは平成18年に完成し取得され、現在も利用されて</p>	対応中	<p>取得後の費用を精査し、残存価格等を算出したのち、資産計上を検討します。</p> <p>同様システムの取得に関する手順は、今後整備する会計基準に記載することを検討します。</p>

	<p>いる。</p> <p>次の状況が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム完成時に無形固定資産として資産計上されていない ・固定資産台帳に計上されていない <p>・システム完成後の関連支出は、すべて支出時の費用として処理されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産計上か費用計上かの判断基準やマニュアルは整備されていない <p>買取するシステムは、通常無形固定資産として資産計上が必要となる。システム完成時に資産計上すべきか否かの検討が必要である。</p> <p>資産計上が必要なシステムは、固定資産台帳に登録し、資産管理を適切に実施すべきである。さらに、システム完成後の関連支出についても、システムの機能向上や耐用年数の延長など資産計上すべきものかを確認したうえで、適切な処理が必要となる。</p>		
<p>営業課 (p.82)</p>	<p>第2-Ⅲ-4 ① 固定資産登録又は除却時における検証作業（指摘）</p> <p>固定資産台帳作成業務を外部業者に委託しており、資産の取得又は除却があった場合は、市上下水道局側としては委託業者に依頼をするだけで、実際の作業は依頼を受けた外部業者が実施する手順となっている。市上下水道局は、外部業者による登録又は除外作業結果は確認しておらず、作業を依頼するだけで実際の作業結果の正確性を確認していない。</p> <p>令第9条第2項によれば、地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならないとある。また、松本市上下水道局会計規程第14条では、固定資産台帳が会計帳簿の一つとして挙げられている。よって、市上下水道局は、自ら適切な会計帳簿を作成する必要があるといえる。しかしながら、現状では固定</p>	<p>対応中</p>	<p>委託業者から成果品だけでなく、業務報告書を提出させ、決算調整担当職員が容易にチェック可能な体制の構築を研究します。</p>

	<p>資産台帳の作成を外部業者に全て委託しており、その実施結果は正しいという蓋然性が高いとはいえ、外部業者による実施結果を確認しないままでは、令第9条第2項の要求を十分に満たしているとはいえない。次表（報告書 p.83 の表参照）は、固定資産台帳上「算定不能資産」として記載されているものだが、耐用年数や減価償却率の記載がない資産も確認された。</p> <p>そこで、外部業者による固定資産の登録又は除却処理について、その実施結果を市上下水道局で内容を確認するという牽制手続を行い、会計帳簿の一つである固定資産台帳への登録又は固定資産台帳からの抹消に対する処理の正確性を確保することが必要である。</p>		
<p>上水道課 営業課 (p.83)</p>	<p>第2-Ⅲ-4 ② 固定資産に係る資料の管理保存体制（意見）</p> <p>建設業法第40条の3、建設業法施行規則第26条、第28条によれば、契約書等といった帳簿及びその添付書類の保存期間は5年間とされており、発注者との工事内容についての打ち合わせ記録や施工体系図等といった営業に関する図書については、その保存期間は10年とされている。法律に準拠した資料の保存をするのであれば、資料の管理運用方法を体系的に規程等で明記して運用すべきであるが、実際は担当者レベルでの運用に任せているため、資料の管理保存の程度が一定ではない。</p> <p>平成13年度に発生した松塩水道用水の油混入事故に起因する水源施設等の増強工事について、平成14年4月18日に締結された「松塩水道用危機管理対応施設の整備に関する基本協定書」等を閲覧し、固定資産計上額の妥当性を確認した。確認の結果、最終計上額の根拠となる竣工立会確認書の所在は確認できたものの、基本協定書から竣工立会書に至る経過を記載した変更契約書等の書類の所在を確</p>	<p>対応中</p>	<p>現在は文書管理規定に基づき、工事に関連する全ての書類を規定年数保存するため、担当者の裁量に依存することはありませんが、改めて担当職員等へ徹底することとします。</p>

	<p>認することはできなかった。基本協定書に記載されているのは概算の工事費用額であり、その後の工事内容によって費用が変更されることが想定されているが、変更契約書等の所在が不明であるため、どのような経緯で金額が変更されたのか確認することができなかった。既に10年以上前の工事であるため、建設業法による帳簿保存期間は超過していることから、関連資料の保存が確認できなかったとしても法令違反ではない。しかし、資料が確認できないということに対する市上下水道局側からの回答は「資料の所在が不明である」ということと「資料の管理は担当者レベルの裁量に任せている部分が多く、管理方法を体系的に纏めた規程等はない」ということであったことから、建設業法ではなく、管理方法が担当者レベルの裁量によっているために資料が確認できなかったと考える。</p> <p>資産計上に関する資料の保存方法を体系的に纏めたマニュアルを整備し、資料保存に関する運用規定を設けることで、担当者の裁量に依存しない保存方法を検討することが望まれる。</p>		
<p>上水道課 営業課 (p.84)</p>	<p>第2-Ⅲ-4 ③ 固定資産の管理と実地調査 (指摘)</p> <p>市上下水道局では、松本市上下水道局会計規程第7章に固定資産に関する規定を設けているものの、実地調査に関する規程が整備されておらず、そのため固定資産台帳に登録されている資産の棚卸しが行われていない状況である。これでは、固定資産の実在性が検証できておらず、実在しない固定資産も固定資産台帳に残存しているおそれがあり、固定資産台帳の情報の正確性に疑義が生じている。</p> <p>固定資産台帳の情報を適切に管理するために、固定資産管理規程等を制定し、実地調査に関する文言を取り入れることが必要であ</p>	<p>対応中</p>	<p>現状の営業課経理担当の体制では対応できないため、上水道課の施設管理担当と連携し、施設巡視に併せた確認が実施できるような体制構築を検討します。</p>

	<p>る。実地調査のためには、固定資産台帳と実際の固定資産との紐付けをしなければならないが、固定資産に管理プレート等を貼付する等して固定資産台帳との関連付けを明確にしておかなければならない。</p> <p>実務上実地調査が困難である地中埋蔵物は調査の対象外とはなるものの、それ以外の固定資産は原則実地調査の対象として管理し、定期的に固定資産実地調査を行ない、固定資産台帳の正確性を確保することが必要である。</p>		
<p>上水道課 営業課 (p. 84)</p>	<p>第2-Ⅲ-4 ④ 固定資産台帳に登録されている戸籍不明資産の取り扱い（指摘）</p> <p>固定資産台帳に戸籍不明資産として分類されている資産が存在する。戸籍不明資産として残存している資産は、実際にその存在が確認できておらず、現存するのかわからないのか不明な状態のものとして区分されている。戸籍不明資産の中には、その存在を確認することが困難な地中埋蔵物も存在するが、それ以外の資産については、実際に存在するのか実地調査を実施して固定資産は台帳を実態に則した状態に整理することが必要であるが、実施できていない。なお、固定資産台帳に戸籍不明資産として登録されている資産は、次のとおりである（報告書 p. 84 の表参照）。</p> <p>固定資産台帳には、実態に即した正確な情報を登録すべきである。</p>	<p>対応中</p>	<p>上水道課と連携して現在の状況を精査し、登録情報の正確性を確認できる体制構築を検討します。</p>
<p>上水道課 営業課 (p. 85)</p>	<p>第2-Ⅲ-4 ⑤ 固定資産台帳に登録されている戸籍不明資産の会計処理（指摘）</p> <p>固定資産台帳に戸籍不明として分類されている資産が存在する。</p> <p>戸籍不明資産は、その所在の有無を検証し、確認できない資産については除却処理を実施して固定資産台帳を実態に即したものに整理す</p>	<p>対応中</p>	<p>上水道課と連携して現在の所在状況を確認したのち、所在が確認できないものは順次除却を行うものとして検討します。</p>

	<p>る必要がある。規則（地方公営企業法施行規則第9条第1項参照）に規定されているとおり、固定資産の滅失等の事実が判明した時点で、帳簿価額を減額すべきである。</p>		
<p>営業課 (p.85)</p>	<p>第2-Ⅲ-4 ⑥ 廃止予定又は遊休施設の会計処理（指摘）</p> <p>鷺沢浄水場は、平成28年度から利用休止状態となっており、現時点でも稼働しておらず再稼働の見込みもない。将来的に使用廃止が決まっている資産にも関わらず依然として固定資産台帳に帳簿価額が残存している。また、現場視察の中で確認されたものだが、花見浄水場も既に浄水場としての機能はなく何にも使用されていない遊休状態の資産であった。遊休状態であるにも関わらず、鷺沢浄水場と同様に帳簿価額が依然として固定資産台帳に残存している。</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準を適用していれば、減損損失の兆候、減損損失の認識の要否、減損損失の測定というフローに従って会計処理される。廃止決定の資産や将来用途の定まっていない遊休資産は、減損の兆候に該当するため、本来であれば固定資産の減損に係る会計基準に準拠して減損損失の認識要否を慎重に検討すべきである。</p> <p>報告書では、視察対象として抽出された施設のみを挙げているが、固定資産台帳を整理し、他に同様の施設がないか否かについて再確認すべきである。</p>	<p>対応中</p>	<p>減損損失計上に伴う手順等を確認したのち、今後整備する会計基準へ記載するとともに、上水道課とも連携して情報を集約する体制構築を検討します。</p>
<p>上水道課 営業課 (p.97)</p>	<p>第2-Ⅲ-5 ① 除却資産の特定（指摘）</p> <p>特に合併引継地区の古い管路記録については、埋設場所、管径、材質等の記録がなく布設替え処理において除却資産の特定が困難なものがある。除却処理については委託業者任せとなっている。</p> <p>最終的な帳簿の維持管理責任は市上下水道局にある。除却資産の特定が困難なものについてはどの</p>	<p>対応中</p>	<p>上水道課と連携して現在の状況を精査し、資産情報の正確性を確認できる体制構築を検討します。</p>

	記録から消去していくかは市上下水道局主体で方針を持つ必要がある。		
上水道課 (p. 97)	<p>第2-III-5 ② 鉛製給水管の更新（意見）</p> <p>鉛製給水管の未更新は令和4年度末時点で 27,576 栓となっている。計画どおりではあるが年間 1,000 栓の更新では全件更新に 27 年かかることになる。事後保全になるが、漏水防止対策としては漏水発生時に取替を実施しているのが現状である。</p> <p>鉛製給水管は他の管種に比べ漏水が起こりやすいため漏水対策は効果が高いと思われる。かかる費用と有収率向上効果を比較検討し、管路全体で漏水対策の効果を検討して更新計画を策定することが望まれる。</p>	対応中	<p>給水施設は個人資産に分類され、更新費用には年度の給水収益を充てることになっています。そのため、更新費用はほぼ毎年固定となっており、年度毎に取替える件数に限りがあります。</p> <p>管路全体の漏水対策については、他事業体が行っている対策を参考に研究していきます。</p>
上水道課 (p. 105)	<p>第2-III-6 ① 豪雨災害等による浸水防止対策（指摘）</p> <p>第2期松本市水道ビジョンによると豪雨災害等による浸水シミュレーションの結果に基づき浸水防止対策の必要な施設を把握し、耐水性を確保するための取り組みを検討していくこととしているが、上水道課での検討が進んでいない。</p> <p>市内には梓川が貫流しているほか、下流域では奈良井川、薄川、女鳥羽川、鎖川等の多くの河川からなる扇状地が形成されている。市の中心市街地は、その大部分が、東山から流れる薄川と女鳥羽川が運搬してきた砂礫等が堆積した複合扇状地となっており、特に松本駅を中心に南北方向に泥炭層や泥炭質シルト層など細粒堆積物が著しく厚く分布し、軟弱地盤となっている。また南部から流れる鎖川や奈良井川は段丘も形成している（「松本市地域防災計画（令和5年3月修正分）」「第4節 防災面から見た松本市の概要」から抜粋）。</p> <p>このように河川が集中し特に合流地点が各所にある松本中心地は</p>	対応中	<p>現在進めている「水道施設耐震化工事」が完了する令和13年度以降、浸水が想定される施設を選定し対策に取り組みます。実施に当たっては、経済性に優れた工法を検討します。</p>

	<p>浸水の危険性が高い地域である。早期に浸水防止対策の必要な施設を把握し、耐水性を確保するための取り組みをすべきである。</p>		
<p>上水道課 (p.105)</p>	<p>第2-III-6 ② 給水車の運転免許条件の提示 (意見)</p> <p>平成19年6月2日以降に取得した普通自動車運転免許は、運転可能な総重量の上限が小さくなったことにより、市が所有する給水車(2トン、3トン及び4トン)を運転することができなくなった。現行の運転免許制度では、2トン及び3トン給水車は準中型免許(限定なし)、4トン給水車は中型免許(限定なし)以上の運転免許がなければ運転することができない。</p> <p>非常時において職員データにより免許条件を確認することは対応の遅れを伴う。災害対応時に無免許又は免許条件違反とならないよう、運転に取り掛かる本人が直ちに確認できるよう運転席の見やすいところに運転条件を掲示することが望まれる。</p>	<p>対応済</p>	<p>運転席の見やすいところに運転条件を掲示しました。</p>
<p>上水道課 総務課 (p.105)</p>	<p>第2-III-6 ③ 準中型自動車運転免許の取得支援制度の構築(意見)</p> <p>給水車の乗車人数は運転者のほか交代要員(操作、誘導等も行う。)1名として1台につき2名が必要となる。災害対応となると3交代制が望ましく、少なくとも1日当たり 2名×3台×3交代=18名が必要と考えられる。災害復旧は長期化するおそれがあるため、連日対応を避けるとすると更に要員が増加する。</p> <p>平成19年6月1日以前に取得した普通自動車運転免許(現在の8トン限定中型自動車運転免許)を保持する職員は、年代の入れ替わりとともに確実に減少していく。災害時の対応が滞ることがないよう中型又は準中型自動車運転免許の取得支援制度を検討することが望まれる。</p>	<p>対応済</p>	<p>令和3年度から、職員が給水車を運転するために必要な中型1種免許を取得する際の費用を全額負担しており、今後も継続していくものです。</p>

<p>営業課 (p.118)</p>	<p>第2-III-7 ① 上下水道料金システムと財務会計システムとの照合（指摘）</p> <p>令和4年度末の営業未収金（未収水道料金）は、上下水道料金システムでは385,210千円であるが、財務会計システムでは379,114千円となっていて、差異が6,096千円生じている。令和4年度調定分については合致しているため、差異の発生は令和3年度以前の調定分に起因すると考えられる。現在、差異内容については調査中であるが引き続き調査を継続し、差異理由が判明した時点で必要な修正を実施しなければならない。</p> <p>また、定期的に営業未収金（未収水道料金）につき、上下水道料金システムの残高と財務会計システムの残高を照合するという統制を構築すべきである。</p>	<p>対応中</p>	<p>ご指摘のとおり令和4年度調定分については合致していますが、令和3年度以前の調定分に差異が生じています。システム上、過去の収納内容の調査が不可能であるため、今後両システムの残高を照合する体制の構築を検討します。</p>
<p>総務課 (p.118)</p>	<p>第2-III-7 ② 水道料金の妥当性（指摘）</p> <p>水道料金は、「適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なもの」であることが水道法では求められている。</p> <p>市の給水損益は、「(報告書の)1. 決算概要(4) 給水原価と損益の推移」に記載のとおり最近年度においては赤字が計上されており、将来計画でも非常に厳しい計画が示されている。</p> <p>独立採算制が求められる地方公営企業において、現在の料金設定が妥当な水準にあるとは言えない状況にある。最近年度の給水損益や将来計画を基礎として独立採算の下で妥当な水道料金を設定すべきである。</p>	<p>対応中</p>	<p>中長期的に、非常に厳しい財政状況が見込まれ、適正な水道料金水準の検討が必要な時期にきていると認識しています。</p> <p>令和6年度から、利用者・民間経営者等により構成される上下水道事業経営審議会において、適正な水道料金等の在り方について、検討を進めています。</p>
<p>総務課 (p.118)</p>	<p>第2-III-7 ③ 水道料金算定要領の策定（意見）</p> <p>水道法第14条第2項では、「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。」と規定してい</p>	<p>対応中</p>	<p>日本水道協会の「水道料金算定要領」に準じ、総括原価方式を用いて、水道料金の試算を行い、令和6年度から、利用者・民間経営者等により構成される上下水道事業経営審議会において、適正な水道料金等の在り方について、検討を進めています。また、市独自の算定要領の策定についても研究を進めます。</p>

	<p>る。また、水道法施行規則第12条第1項では、料金は、人件費・薬品費・動力費・修繕費・受水費・減価償却費・資産減耗費その他営業費・支払利息・資産維持費の合計額から、営業収益の額から給水収益を控除した額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであることと規定している。そしてこれに沿った形で公益社団法人日本水道協会は「水道料金算定要領」を示している。</p> <p>地方公共団体等の多くは「水道料金算定要領」に準じて水道料金の検討を行っているが、市上下水道局では水道料金の算定要領はない。</p> <p>人口減少、節水機器の普及、設備更新支出の増加等により将来の水道事業の見通しが暗い中、「水道料金算定要領」に準じた要領を策定し、水道事業継続のための合理的な水道料金の決定について検討することが望ましい。</p>		
営業課 (p.119)	<p>第2-III-7 ④ 生活困窮者に対する周知（意見）</p> <p>生活困窮者、ひとり親家庭、身体障がい者等の水道の利用者に対し利用時の水道料金の減免制度はないが、松本市給水停止処分事務取扱規程第2条では、特別の事情があると認められる場合には給水停止の執行を免除することを定めていて、生活に困窮している利用者に対しては諸事情を勘案後、執行を免除している。</p> <p>「給水停止処分通知書」の裏面に「2. 生活に困窮されている場合は相談ください。」との記載はあるが、市上下水道局のホームページ、パンフレット等の媒体においても執行免除の制度について対象者に周知することが望ましい。</p>	対応済	令和6年2月から、ホームページにより周知を始めました。
営業課 (p.119)	<p>第2-III-7 ⑤ 利用者からの苦情情報の有効利用（意見）</p> <p>水道利用者からの苦情について</p>	対応済	令和6年度から、苦情関係データの集約、分析による対応策の整理、報告の体制を構築しました。

	<p>は、軽微なものは上下水道料金システムの使用者台帳内の備考欄に履歴が残る。重要な案件については受託業者から市上下水道局に文書により報告され、その報告書は「業務委託事故報告書」に綴られる。しかし、苦情についての網羅的な収集及び分析は行われていない。</p> <p>上下水道料金システムの使用者台帳内の苦情関係のデータを網羅的に集約し、その内容を分析し、今後の対応策を整理した上で上司に報告する仕組みを構築することによって水道使用者へのサービス向上につなげることが望ましい。</p>		
<p>営業課 (p.119)</p>	<p>第2-III-7 ⑥ 遅延損害金の徴収（意見）</p> <p>松本市水道事業給水条例第31条の2では、使用者が料金、手数料及び過料を滞納したときは、期限を指定して督促しなければならないと規定している。その際、督促手数料を徴収しているが、遅延損害金は徴収していない。</p> <p>旧上下水道料金システムでは遅延損害金の計算ができなかったが、大多数の納期限内に納付した者との公平性を確保するため、現上下水道料金システムではその計算ができること、遅延損害金を徴収している他の地方公共団体もあること、生活に困窮している使用者に対しては救済措置があること、また、私債権については民法上徴収することができることから、遅延損害金徴収の検討が望ましい。</p>	<p>対応中</p>	<p>遅延損害金徴収を検討します。</p>
<p>上水道課 (p.125)</p>	<p>第2-III-8 ① マイクロ水力発電設備の収益計算書の作成（意見）</p> <p>マイクロ水力発電設備の設置の可否を検討する際、予算化を見据え、予算折衝資料を兼ねた消費税込みの収益計算書を用いている。消費税込みの金額を用いると正確な利益やキャッシュ・フローを把握できずに投資の可否の判断を誤るおそれがあるため、収支の計算</p>	<p>対応中</p>	<p>今後は、局の財政に与える影響を考察するため、消費税抜きの金額で収支計画を策定します。</p>

	を行う際には消費税抜きの金額を用いて作成することが望ましい。		
総務課 (p.125)	<p>第2-Ⅲ-8 ② ラベルシールによる水道水PR (意見)</p> <p>新たな水道水PRとしてラベルシールを作成し、令和4年6月より配布を行っている。事業の計画としては配布予定先を宿泊業 310軒、飲食店 1,433軒を基に 1,800枚のラベルシールを作成したが、1年3か月経過した令和5年9月時点で 317枚の配布実績と低調な結果になっている。配布が低調な原因を明確にして事業の目的を果たすためにはどのように推進するかを検討するとともに、事業を実施した効果を検証することが望ましい。</p>	対応済	<p>作成したラベルシールについては、水道 100周年事業として令和5年 10月に実施した松本そば祭りへのブース出展において配布が完了しました。ブースでは水の無料配布及びウォーターボトル販売により、水道水のPRの相乗効果が図られたと考えます。</p>
総務課 (p.125)	<p>第2-Ⅲ-8 ③ 水道水PR事業のアンケート結果 (意見)</p> <p>水道水PR事業で実際にラベルシールを受け取った事業者に対してアンケート (実施期間令和4年9月26日~令和4年10月31日) を実施しているが、回答総数は16件で、配布対象と予定した事業者数 (1,800) に比して非常に少数である。ラベルシールの配布状況、アンケートの回答数及び回答内容からも事業者から当該水道水PR事業が受け入れられているとは言い難いにも拘らず、アンケート終了後に結果の報告書が提出されたのは令和5年3月24日でアンケート実施から5か月経過している。アンケート結果など、事業に対する市民の意見に関する報告は適時に行い、事業に反映していくことが望ましい。</p>	対応済	<p>事業者アンケート結果について、市ホームページへ掲載しました。 今後はアンケート結果等について、速やかに報告し、事業への反映を検討するよう努めます。</p>
上水道課 総務課 (p.126)	<p>第2-Ⅲ-8 ④ 水資源の有効活用 (意見)</p> <p>市には豊富な水源があるものの松塩水道用水からの受水が供給過剰になり、自己水源の水が余剰になることが見込まれる。自己水源の有効活用方法を検討して水道料</p>	対応中	<p>本市 (松本地区水道事業) の水運用は、松塩水道用水が工事や濁水などの影響で送水量を制限した場合や、事故などで送水が停止した場合、自己水源を活用し市内に給水する運用を行っています。 今後、人口減少などの影響で日常的に余剰水が発生することが見込</p>

	<p>金の市民負担の軽減につなげることが期待される。</p> <p>従来ペットボトルは、環境負荷があるといわれていたが、リサイクル率が高くなってきており、「使い捨て」から「資源として循環」へと変化してきている。国は、プラスチックの増加にはつながらないよう工夫しつつ「捨てることを前提としない経済活動」を目指し、プラスチックを資源として循環することを目的に「プラスチック資源循環促進法」を令和4年4月から施行し、プラスチックを規制するのではなく、資源として循環させることを推し進める方針を示している。</p> <p>このような環境変化の中、水資源の有効活用方法の再検討が望まれる。</p>		<p>まれるため、松塩水道用水受水量の変更を含めたあり方について、松塩水道用水管理事務所、松本市、塩尻市及び山形村の4者で協議を進めていきます。</p>
<p>上水道課 総務課 (p.133)</p>	<p>第2-Ⅲ-9 ① 水道事業の広域連携（意見）</p> <p>市民が負担すべき水道水の原価には、市の水道事業の設備費及び事業運営費用のほか、用水供給を受ける県の用水事業費相当額（「受水費」として支出）が含まれることになる。</p> <p>松本地区の水道事業は、県の「松塩水道用水」と市による水道事業の2層体系で行われている。したがってそれぞれに係る管理コストも市の給水原価に含まれる結果となり市民の負担に帰することになる。今後、水道事業の広域化の検討が進められると想定されるが、事業の統合、合理化による人件費をはじめとする管理コストの削減の可能性もあることから、早急に協議を実施し具体的な方向性を示すことが望まれる。</p>	<p>対応中</p>	<p>令和6年3月に松塩水道用水管理事務所、松本市、塩尻市及び山形村の4者による「松本地域水道広域化研究会」が設立されました。今後、研究会の場で広域化の検討を進め、方向性を示していきます。</p>

※状況（措置済／対応済／対応中）及び「内容」は、令和6年7月10日時点のものです。

※状況（措置済／対応済／対応中）の表記は現行の「包括外部監査に係る事務処理の手引き」にて定めるものと異なります。手引きは近日中に改正を予定しています。